



島根県報

平成29年 8 月15日 (火)

号外 第 9 7 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第460号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
県 道	静間久手停車場線	大田市鳥井町鳥井255番6地先から同486番35地先まで	前	A メートル 3.80～ 10.00	メートル 970.00	県央県土整備事務所大田事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ		
			後	A 3.80～ 10.00	970.00			
			後	B 10.85～ 66.40	1,000.00			
		"	和江港大田市停車場線	大田市静間町字和江290番5地先から同市鳥井町鳥井787番1地先まで	前		A 3.10～ 23.10	930.00
					後		A 3.10～ 23.10	930.00
					後		B 12.40～ 39.00	932.40
		大田市静間町184番2地先から同市鳥井町鳥井787番1地先まで						

島根県告示第461号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	静間久手停車場線	大田市鳥井町鳥井654番1地先から同421番地先まで	メートル 196.50	平成29年 8月15日	県央県土整備事務所大田事業所	